

日本語教育の充実、外国人児童生徒の教育等の充実、地域での安定した就労の支援等に関して各種の施策を推進している。

日系人などの外国人集住地域のハローワークを中心に、日系人を中心とした定住外国人の就職を促進するため、専門相談員や通訳を活用した職業相談等を実施しているほか、職場における日本語コミュニケーション能力の向上等を目的として研修などの支援を行っている。

また、都道府県においては、訓練の受講に当たって一定の日本語能力を有する定住外国人を対象に、その日本語能力などに配慮した職業訓練が実施されている。

(4) 性同一性障害者等に対する理解促進（文部科学省、法務省）

法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」や「外国人の人権を尊重しよう」のほか、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」、「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」などを啓発活動の強調事項として掲げ、シンポジウム・講演会の開催や啓発冊子等の配布、特設サイトによる啓発活動を実施しているほか、人権啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために～性的マイノリティと人権～」の各法務局等における貸出しやインターネットによる配信を行うなどの、各種啓発活動も実施している（第3-39図）。

文部科学省は、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒への対応について、学級担任や管理職をはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー、教職員が協力して、実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、子供の心情に十分配慮した教育相談の徹底を関係者に対して依頼している。また、平成28（2016）年4月に、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施についての教職員向け資料を公表し、全国の教育委員会等に周知した。平成30（2018）年度においても、各都道府県・指定都市教育委員会の人権教育担当指導主事等を対象に、引き続き当該資料の周知を図った。また、大学等において、性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解の増進や個別の事案に応じ学生個人の心情等に配慮したきめ細やかな対応の充実に資するよう、平成30（2018）年12月に、独立行政法人日本学生支援機構において、教職員向けの理解・啓発資料を公表し全国の大学等に周知した。

第3-39図 人権啓発ビデオ



(出典) 法務省資料

第3節 子供・若者の被害防止・保護

1 児童虐待防止対策（厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省）

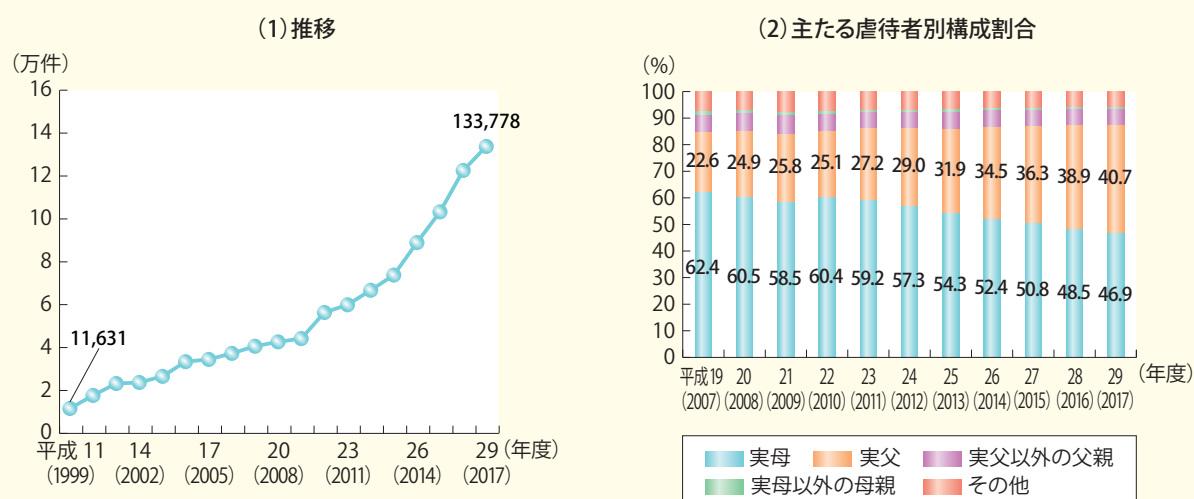
児童虐待の防止については、これまで、「児童虐待の防止等に関する法律」（平12法82）（以下「児童虐待防止法」という。）や「児童福祉法」（昭22法164）の累次の改正、「民法」などの改正により、制

度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成29（2017）年度には児童虐待防止法制定直前の約11.5倍に当たる133,778件となっている（第3-40図）。特に心理的虐待が増加しており、この要因としては、児童が同居する家庭における配偶者などに対する暴力がある事案（面前DV）について警察からの通告が増加していることや、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化（189）の広報、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告が増加していることが考えられる。子供の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、平成29年に警察が検挙した児童虐待事件の被害児童数1,168人のうち、58人が死亡に至っている。検挙された児童虐待事件のうち、41.5%が実父による虐待となっているが、児童が死亡に至った事件では、実母による虐待が最も高く60%に上っている（第3-41図）。

児童虐待は、子供の心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすため、その防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題である。

第3-40図 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数

- ◆全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成29年度には11.5倍に増加している。
- ◆主たる虐待者については、実母が46.9%と最も高い割合を占め、次いで実父が40.7%を占める。

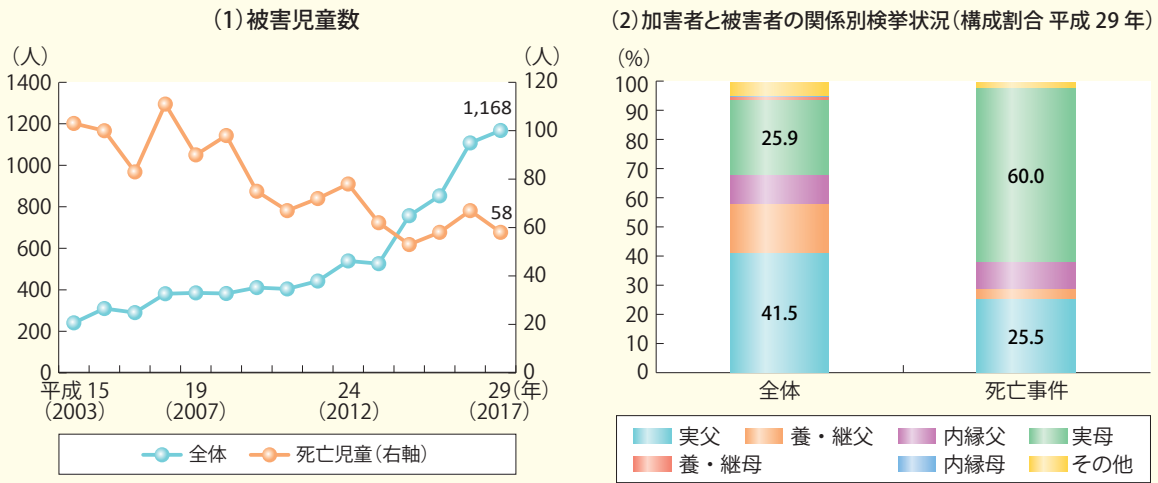


(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」

(注) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計したもの。

第3-41図 警察が検挙した児童虐待事件

◆警察が検挙した児童虐待事件のうち、被害児童が死亡に至った事件では、加害者の60.0%が実母である。



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」

このような課題に対処するため、児童福祉法等の改正が2年連続で行われ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図っている。平成28(2016)年5月に成立し、平成29(2017)年4月に全面施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平28法63)では、初めて子供を権利の主体として法律に位置付けるなど児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの設置、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることとされた。さらに、平成29年6月に成立し、平成30(2018)年4月に施行された「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平29法69)では、虐待を受けている児童等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者への指導を勧告することができることとする等、司法関与を強化する等の措置を講ずることとされた。

また、平成30年7月に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(以下「緊急総合対策」という。)(第3-42図)を決定し、子供の安全確認ができない場合の立入調査の実施等全ての子供を守るためのルール of 徹底等に取り組んでいる。さらに、緊急総合対策を受け、平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(以下「新プラン」という。)(第3-43図)を策定し、令和元(2019)年度からの4年間で、児童相談所の児童福祉司を平成29年度の約3,240人から2,020人程度増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することとするなど児童相談所と市町村の体制と専門性の強化を図っている。

平成31(2019)年2月には、千葉県野田市で発生した事案を受けて、関係閣僚会議を開催し、通告元の秘匿や関係機関の連携等に関する新ルールを設定することを内容とする「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる強化・徹底について」を決定した。

平成31年3月には、体罰禁止の法定化、躊躇なく一時保護に踏み切れるよう、一時保護等を行う「介入」の担当者と「保護者支援」の担当者の分離、児童相談所における弁護士等の配置促進、DV対策との連携強化を内容とする「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。あわせて、関係閣僚会議において「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定した。

平成28年4月より、「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」を設置、開催するなど、関係府省庁(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省及び厚生労働省)が緊密に連携し、総合的な児

児童虐待防止対策について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進している。

第3-42図 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」のポイント

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)のポイント	
<p>○増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。</p> <p>○緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。財政的な措置が必要なものについては、引き続き予算編成過程で検討を進めるとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。</p>	
緊急的に講ずる対策	
<p>I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底</p> <p>○児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを見直し、全国ルールとして徹底</p> <p>①全ケースについて、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果(虐待に起因する外傷等がある事案等)をケースに関する資料とともに、書面等で移管先へ伝えること</p> <p>②緊急性が高い場合には、原則、対面等で引継ぎを実施</p> <p>③移管元児童相談所は引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないこと。移管先児童相談所は援助が途切れることがないように、速やかに移管元が行っていた援助を継続</p> <p>II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底</p> <p>○「通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認する」ルールに加え、立入調査について以下の全国ルールを徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施。その際、必要に応じて警察へ援助要請すること <p>III 児童相談所と警察の情報共有の強化</p> <p>○以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報 ②通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報 ③①の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報 <p>なお、情報共有の在り方は引き続き各地方自治体の実態把握・検証を行い、見直しを行う。</p> <p>IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除</p> <p>○子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には一時保護等を躊躇なく実施すること ・一時保護等の措置の解除や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて客観的に把握した上で、判断すること ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有、リスクが高まった場合には躊躇なく再度一時保護するなど適切に対応すること <p>V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施</p> <p>○乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに市町村において緊急把握する。把握した子どもについて、速やかにその状況の確認を進める。確認結果は要保護児童対策地域協議会で共有。国において状況把握、公表。</p>	<p>VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の策定</p> <p>○「児童相談所強化プラン」(2016年度から2019年度まで)を前倒して見直す。</p> <p>○新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を年内に策定する。</p> <p>○新プランには、以下の事項を盛り込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策 ②一時保護の体制強化策 ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

児童虐待防止対策のための総合対策	
<p>1 児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化</p> <p>○児童相談所における専門性強化の取組促進</p> <p>○より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所内の業務分担、市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方等について、平成28年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。 ・民間委託の活用等により効果的に行うことが期待される業務の民間委託等を推進する。 <p>○中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進</p> <p>○適切な一時保護の実施</p> <p>○子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化</p> <p>○子どもの権利擁護の仕組みの構築</p> <p>○児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討</p>	<p>3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底</p> <p>○児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法についても徹底する。 ○ICTの活用による情報共有の手法の効率化
<p>2 児童虐待の早期発見・早期対応</p> <p>○乳幼児健診未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等で虐待リスクのあるケースを適切な支援へつなげる。未就園で福祉サービスを利用していない子どもがいる家庭を訪問するなどの取組を進める。 <p>○支援を必要とする妊婦への支援の強化</p> <p>○相談窓口の設置促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。 <p>○相談窓口等の周知・啓発の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年妊娠等の予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口、児童相談所全国共通ダイヤル(189)をネット等も活用して周知。 <p>○在宅支援サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤立した育児によって虐待につながらないように、市町村の在宅支援サービスの充実を図る。 <p>○障害のある子どもとその保護者への支援の強化</p> <p>○児童虐待に関する研修の充実</p> <p>○非行のある子どもやその保護者等への支援の強化</p>	<p>4 関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化</p> <p>○児童相談所と警察の連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制強化や警察職員や警察OBの職員配置を進める。 <p>○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進</p> <p>○要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるためのICTを活用したシステム整備を促進する。 <p>○協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進</p> <p>○医療を必要とする子どもの保護の体制強化</p> <p>○医療機関における児童虐待対応体制の整備</p> <p>○生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携</p>
<p>5 適切な司法関与の実施</p> <p>○家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの周知や、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用を児童相談所への周知徹底及び活用事例の収集、横展開など保護者支援を進める。 ・法的対応体制強化等を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所措置(児童福祉法第28条措置)や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。 	<p>6 保護された子どもの受け皿(里親・児童養護施設等)の充実・強化</p> <p>○都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020年度から10年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。 <p>○里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進</p> <p>○児童養護施設等における家庭的養育の推進</p>

(出典) 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議資料

第3-43図 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」のポイント

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント
 （平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

児童相談所の体制強化				
	2017年度 実績		2022年度 目標	増員数
児童福祉司	3,240人	→	5,260人	+ 2,020人程度
児童心理司	1,360人	→	2,150人 ^{※1}	+ 790人程度
保健師	140人	→	各児童相談所 ^{※2}	+ 70人程度
合計	4,730人	→	7,620人	+ 2,890人程度

※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで

市町村の体制強化				
子ども家庭総合支援拠点	106市町村 [※]	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者	988市町村 [※]	→	全市町村	—

※2018年2月実績

（注）児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点）
 （出典）児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議資料

ア 発生予防（文部科学省、厚生労働省）

文部科学省は、保護者の子育て不安の軽減や孤立感の解消のため、地域における就学時健診の機会を活用した子育て講座や、家庭教育に関する学習機会の提供、家庭教育支援チームによる相談対応等の取組を支援している（家庭教育支援については、第4章第1節1「家庭教育支援」を参照）。

厚生労働省では、平成28（2016）年の児童福祉法等の一部改正を踏まえ、法定化された子育て世代包括支援センターを核として、産婦人科・小児科の医療機関等の地域の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みの全国展開を図ることとしている。また、同改正において、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子供等（以下「要支援児童等」という。）と思われる者に日頃から接する機会の多い病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町村に提供できるよう努めることとされ、また、これらの機関等は、児童相談所等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができることとされた。

さらに、不安定な生活など、様々な事情により地域社会から孤立している子育て家庭に対するアウトリーチ支援を強化するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について、全ての市町村において実施することを目指しており、平成29（2017）年4月1日現在、全1,741市町村中、乳児家庭全戸訪問事業は1,734市町村（99.6%）、養育支援訪問事業は1,476市町村（84.8）で実施している。

イ 早期発見・早期対応、保護（警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省）

虐待を受けている子供や支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を行うためには、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。

文部科学省では、緊急総合対策を踏まえ、①各学校における児童虐待の早期発見に向けた取組及び通告、②関係機関との連携強化のための情報共有、③児童虐待防止に係る研修の実施などの積極的な対応等について通知した。

また、千葉県野田市における小学4年生死亡事案を受け、平成31（2019）年2月には、文部科学副大臣を主査とする省内タスクフォースを設置し、再発防止策を検討するとともに、前述の関係閣僚会議決定を受け、児童虐待事案に係る情報の管理及び関係機関間の連携に関する新たなルールを各都道府県教育委員会等に通知した。加えて、同年3月には、全国の児童生徒に対し、虐待をはじめ、いじめなど困ったことがあれば周りの大人に何でも相談してほしいと呼びかけることを目的として、大臣メッセージを発表した。

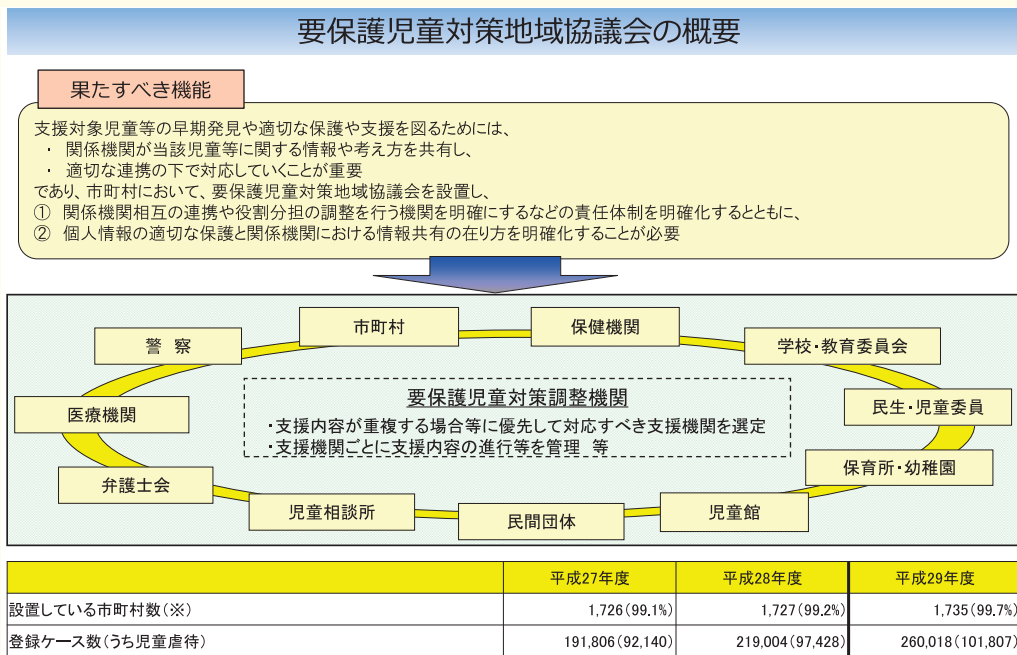
さらに、学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置の充実や、教職員に対する児童相談所職員との合同研修への参加促進など、児童虐待を早期に発見し迅速かつ的確に対応できる体制の整備を進めている。

厚生労働省では、児童福祉法に基づき、地方公共団体が設置する要保護児童対策地域協議会（第3-44図、第3-45図）において、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機関と要保護児童やその保護者等に関する情報共有や、支援内容の協議を行うこととしており、関係機関が適切な連携の下で対応している。同協議会は、平成29（2017）年4月現在、99.7%の市町村で設置されている。また、平成28（2016）年の児童福祉法等の一部改正に伴い、市町村は、子供の最も身近な場所における子供及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、市町村は、子供とその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子供等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないとされた。

さらに、児童相談所の体制強化として、平成28年の児童福祉法等の一部改正において、弁護士や児童心理司等の専門職を配置することや、児童福祉司は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないことが規定された。

当該改正及び新プランに基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置促進、要保護児童対策調整機関調整担当者、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上、関係機関との連携強化等児童虐待の早期発見・早期対応、保護のための体制強化を図っている。

第3-44図 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）



(出典) 平成27、28年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成29年度：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ
 (注) 平成27、28年度：4月1日時点 平成29年度：4月1日時点(設置している市町村数、登録ケース数)、2月調査時点(調整機関職員数)

第3-45図 要保護児童対策地域協議会の設置状況

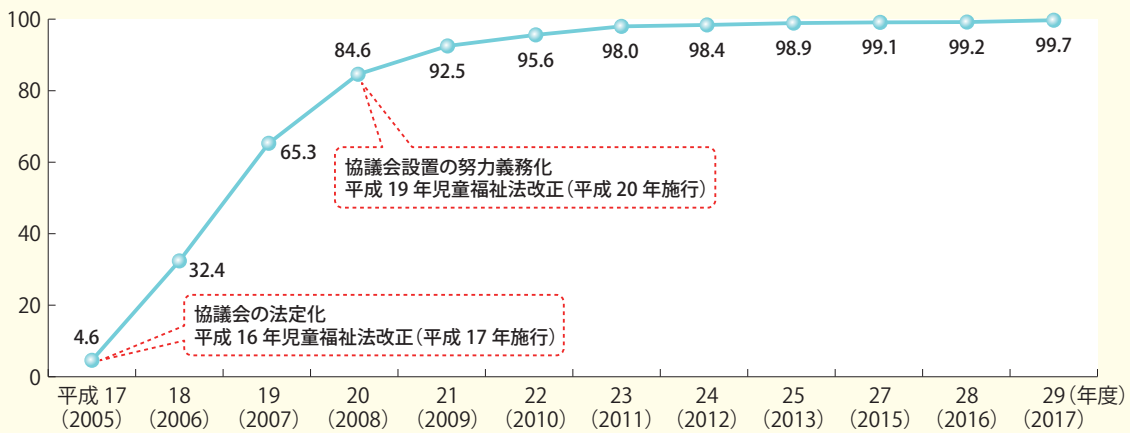
◆平成29年度4月1日時点で、全国市町村の99.7%に設置されている。

1. 要保護児童対策地域協議会の設置状況

(単位：市町村)

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	28年度	29年度
市町村数	111	598	1,193	1,532	1,663	1,673	1,587	1,714	1,722	1,726	1,727	1,735
割合	4.6%	32.4%	65.3%	84.6%	92.5%	95.6%	98.0%	98.4%	98.9%	99.1%	99.2%	99.7%

2. 要保護児童対策地域協議会の設置率の推移



(出典) 厚生労働省資料
 (注) 各年度4月1日時点(27年度は28年2月1日時点)。23年度については、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県を除く。

また、入所措置等の解除時に保護者に対する十分なアセスメントがなされぬまま家庭復帰した後、

虐待が再発したことにより子供が死亡した事例が発生していること等を踏まえ、平成28年の児童福祉法等の一部改正により、都道府県（児童相談所）は、子供の入所措置等を解除する際に、保護者への助言・カウンセリングや、地域の関係機関と連携した定期的な子供の安全確認等を実施することとされた。

さらに、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」を運用しており（第3-46図）、児童相談所につながるまでの時間短縮を進めるため、平成28年4月に、音声ガイダンスの短縮や、平成30（2018）年2月に携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの改善を進めている。

警察では、街頭補導や相談活動、通報、事件捜査・調査を通じて、児童虐待事案の早期発見・被害児童の早期保護に努めている。「警察官職務執行法」(昭23法136)に基づく犯罪の制止、立入などの権限行使、厳正な捜査、被害を受けた子供の支援、児童相談所の行う立入調査などに対する援助要請への的確な対応など、関係機関との連携を強化しながら子供の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を行っている。

法務省の人権擁護機関は、専用相談電話「子どもの人権110番」や全国の小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」を始めとする人権相談を、相談した子供本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段としても活用している。また、児童虐待事案等の情報を認知した場合は、事案に応じて、児童相談所などと連携し、子供を一時保護させたりするなど適切な対応をとり、被害を受けた子供の救済に努めている。

少年鑑別所においては、「法務少年支援センター」として、心理学等を学ぶなどした専門の職員が、少年や保護者などの個人からの相談に応じており、同センターにおいて、関係機関と連携し、児童虐待事案等の発見に努めているほか、子どもの非行や問題行動等に悩む保護者に対して、カウンセリング等を行い、虐待の未然防止等を図るための体制強化に努めている。

ウ 社会的養護の現状と課題（厚生労働省）

社会的養護は、保護者のない子供や被虐待児といった家庭環境上養護を必要とする子供、生活指導を必要とする子供に対し、公的な責任として、施設などで社会的に養護を行う制度であり、約44,000人の子供が社会的養護の対象となっている（第3-47図）。

児童養護施設に入所している子供のうち半数以上が虐待を受けた子供である（第3-48図）ほか、障害のある児童が増加している。このため、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、社会的養護の質・量ともに拡充が必要となっている。

現在、日本の社会的養護は、約80%が乳児院や児童養護施設、約20%が里親・ファミリーホー

第3-46図 児童相談所全国共通ダイヤル189の広報資料



(出典) 厚生労働省資料

ム³⁰での受入となっている。

第3-47図 社会的養護の現状

里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万4千人。

区分 (里親は 重複登録 あり)	家庭における養育を里親に委託			ファミリーホーム(養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名))	
	登録定数	委託定数	委託児童数	ホーム数	委託児童数
養育里親	11,730世帯	4,245世帯	5,424人	347か所	1,434人
養育里親	3,532世帯	3,330世帯	4,134人		
養育里親	3,022世帯	1,962世帯	2,211人		
養育里親	3,781世帯	2,099世帯	2,999人		
養育里親	560世帯	543世帯	770人		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	46か所	58か所	227か所	154か所
定員	3,900人	32,253人	1,892人	3,637人	4,648世帯	1,012人
職員	2,706人	25,282人	1,280人	1,309人	3,789世帯 児童6,346人	573人
職員比率	4,921人	17,883人	1,309人	1,838人	1,994人	687人

小規模グループケア	1,620か所
地域小規模児童養護施設	391か所

- (注) 1. 里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・職員は福祉行政報告例(平成30年3月末現在)
2. 児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・職員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成29年10月1日現在)
3. 職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成29年10月1日現在)
4. 自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成29年3月1日現在)
5. 児童自立支援施設は、国立2施設を含む

里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成20年3月末の10.0%から、平成30年3月末には19.7%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,549	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	6,029	15.6	36,442	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	6,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100

(出典) 福祉行政報告例(各年度末現在) ※平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ
 (注) 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5~6人の児童を養育)を含む。
 ファミリーホームは、平成29年度末で347か所、委託児童1,434人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

30 養育者の住居で行う家庭的養護。